

各位

全4ページ
登録速報(2025-044)
2025年1月29日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

適用拡大登録年月日：2025年1月29日

1 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第24070号

名称：ファインセーブフロアブル（日本化薬（株）登録）

2 変更の内容

農薬登録申請書第7項に以下の内容を追加し、変更後のとおりとする。

- (1) 作物名「ダリア」（アザミウマ類）を追加する。
- (2) 作物名「ラナンキュラス」（アザミウマ類）を追加する。
- (3) 作物名「なす」（アザミウマ類）に使用方法「常温煙霧」を追加する。
- (4) 作物名「みょうが（花穂）」（アザミウマ類）に使用方法「常温煙霧、但し花穂の発生期にはマルチフィルム被覆により煙霧が直接花穂に飛散しない状態で使用する。」を追加する。
- (5) 作物名「みょうが（茎葉）」（アザミウマ類）に使用方法「常温煙霧」を追加する。

変更後（変更する内容のみ抜粋）

| 作物名 | 適用場所 | 適用病害虫名 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 | 70403を含む農薬の総使用回数 |
|--------------|--------------------------|--------------------------------|------------|--------------|--|---------|--|------------------|
| タリア | — | 7ザミマ類 | 1000倍 | 100～300L/10a | 発生初期 | 2回以内 | 散布 | 2回以内 |
| ランキュラス | | | | | | | | |
| なす | — | タバココナジラミ類 (シルバーリーフコナジラミを含む) | 1000～2000倍 | 10L/10a | 収穫前日まで | 3回以内 | 常温煙霧 | 3回以内 |
| | 温室、ガラス室、ビニールハウス等の密閉できる場所 | 67倍 | | | | | | |
| みょうが (花穂) | — | 7ザミマ類 | 1000倍 | 100～300L/10a | 収穫前日まで | 3回以内 | 散布、 但し花穂の発生期にはマルチ フィルム被覆により散布液が直接 花穂に飛散しない状態で 使用する。 | 3回以内 |
| | 温室、ガラス室、ビニールハウス等の密閉できる場所 | | 33倍 | 10L/10a | | | 常温煙霧、 <u>但し花穂の発生期にはマルチ フィルム被覆により煙霧が直接 花穂に飛散しない状態で使 用する。</u> | |
| みょうが (茎葉) | — | 7ザミマ類 | 1000倍 | 100～300L/10a | みょうが (花穂)の 収穫前日まで 但し、花穂を 収穫しない場 合にあつては 開花期終了 まで | 3回以内 | 散布 | 3回以内 |
| | 温室、ガラス室、ビニールハウス等の密閉できる場所 | | 33倍 | 10L/10a | | | 常温煙霧 | |

3 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

農薬登録申請書第8項に(5)として以下を追加し、以降を繰り下げ、別紙1のとおりとする。

(5) ハウスなどの常温煙霧用として使用する場合は下記の注意を守ること。

- 1) 専用の常温煙霧機により所定の方法で煙霧すること。特に常温煙霧装置の選定及び使用に当たっては、病虫害防除所等関係機関の指導を受けること。
- 2) 煙霧が直接~~収穫物~~に当たると汚れが生じるおそれがあるので、施設上部に噴頭部を設置するなど、煙霧が~~収穫物~~に直接当たらないようにすること。
- 3) 作業はできるだけ夕刻に行い、作業終了後6時間以上密閉すること。できれば翌朝までとすること。

農薬登録申請書第9項中、以下を変更し、別紙1のとおりとする。

- ・ (2) 中、「散布」を「使用」に変更する。
- ・ (6) として以下を追加する。
 - (6) 常温煙霧中はハウス内へ入らないこと。また、常温煙霧終了後はハウスを開放し、十分換気した後に入室すること。

別紙 1

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 使用直前に、容器をよく振ること。
- (3) 本剤は植物体への浸透移行性がないので、かけむらのないように葉の表裏に十分散布すること。
- (4) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- (5) ハウスなどの常温煙霧用として使用する場合は下記の注意を守ること。
 - 1) 専用の常温煙霧機により所定の方法で煙霧すること。特に常温煙霧装置の選定及び使用に当たっては、病害虫防除所等関係機関の指導を受けること。
 - 2) 煙霧が直接**収穫物**に当たると汚れが生じるおそれがあるので、施設上部に噴頭部を設置するなど、煙霧が**収穫物**に直接当たらないようにすること。
 - 3) 作業はできるだけ夕刻に行い、作業終了後6時間以上密閉すること。できれば翌朝までとすること。
- (6) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

9. 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- (1) 医薬用外劇物。取扱いには十分注意すること。
誤って飲み込んだ場合には吐き出させ、直ちに医師の手当を受けさせること。本剤使用中に身体に異常を感じた場合には直ちに医師の手当を受けること。
- (2) 使用の際は防護マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。
作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、うがいをするとともに衣服を交換すること。
- (3) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- (4) かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。
- (5) 施設内で使用する場合、窓等を開放し十分に換気してから施設内に立ち入ること。
- (6) 常温煙霧中はハウス内へ入らないこと。また、常温煙霧終了後はハウスを開放し、十分換気した後に入室すること。

以上